

# 葬儀後の手続き

ご遺族の皆様には、心からお悔やみ申し上げます。

葬儀後の手続きについてご案内いたします。

| 受付窓口                     | 受付時間  |
|--------------------------|---|
| 本庁 アオーレ長岡東棟1階<br>市役所総合窓口 | 平日:8:30~17:15 土・祝: 9:00~17:00<br><b>休業日:日曜日・年末年始</b><br><u>※日曜と祝日が重なる場合はお休みとなります。</u><br><u>※土・祝は、一部取り扱いできない手続きがあります。</u> |
| 各支所 地域振興・市民生活課           | 平日 8:30~17:15   |

葬儀後の手続きを一連で行うため、概ね1～2時間程度を要しますので、16:00頃までにお越しいただきますよう、ご協力をお願いします。

## 【持ち物】

窓口に来られる方のマイナンバーカードをお持ちください。

そのほか、必要な持ち物は、手続きによって異なりますので、次ページ以降でご確認ください。

また、申請者以外の人(代理人)が来られる場合は、委任状が必要な場合があります。

この冊子「葬儀後手続き」もご持参ください。

【お問い合わせ・所在地】 ※市外局番は(0258)です。

|                       |                          |               |
|-----------------------|--------------------------|---------------|
| 長岡市役所 本庁<br>(市役所総合窓口) | 代表 35-1122<br>直通 39-2246 | 大手通1丁目4番地10   |
| (健康保険・年金窓口)           | 直通 39-2250               |               |
| 中之島支所                 | 代表 66-2002               | 中之島788番地      |
| 越路支所                  | 代表 92-3111               | 浦715番地        |
| 三島支所                  | 代表 42-2221               | 上岩井1261番地1    |
| 山古志支所                 | 代表 59-2330               | 山古志竹沢乙461番地   |
| 小国支所                  | 代表 95-3111               | 小国町法坂793番地    |
| 和島支所                  | 代表 74-3111               | 小島谷3434番地4    |
| 寺泊支所                  | 代表 75-3111               | 寺泊鳥帽子平1977番地8 |
| 栃尾支所                  | 代表 52-2151               | 中央公園1番36号     |
| 与板支所                  | 代表 44-0061               | 与板町与板甲134番地   |
| 川口支所                  | 代表 89-3111               | 東川口1974番地26   |

※葬儀後の手続きは、各種制度の受給状況に応じて各人違いがありますので、この冊子に掲載しているものがすべてというわけではないことをご了承願います。

※「市役所での手続き」と「市役所以外での手続き」に分けて、次ページ以降でご紹介しています。

| 項目          | 内 容   | 市 | 市<br>以外 | ページ |
|-------------|---|---|---------|-----|
| 保<br>險      | ① 国民健康保険、後期高齢者医療制度                          | ● |         | 1   |
|             | ③ 介護保険                                      | ● |         | 2   |
|             | ㉚ 社会保険 等                                    |   | ●       | 6   |
| 年<br>金<br>等 | ㉑ 国民年金制度                                    | ● |         | 1   |
|             | ㉓ 国民年金(老齢基礎年金)受給者、厚生年金・共済年金受給(加入)者          |   | ●       | 6   |
|             | ㉔ 農業者年金                                     |   | ●       | 6   |
|             | ㉕ 恩給  |   | ●       | 6   |
|             | ㉖ 特別弔慰金、特別給付金                               |   | ●       | 6   |
| 福<br>祉<br>等 | ㉗ 在宅介護者支援金                                  | ● |         | 2   |
|             | ㉘ 児童手当                                      | ● |         | 2   |
|             | ㉙ 医療費助成<br>子ども、ひとり親家庭等、ひとり暮らし老人、重度障害者、精神障害者 | ● |         | 2   |
|             | ㉚ 身体障害者手帳、療育手帳                              | ● |         | 3   |
|             | ㉛ 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業給付費支給対象者登録証          | ● |         | 3   |
|             | ㉜ 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当           | ● |         | 3   |
|             | ㉝ 戦傷病者手帳                                    | ● |         | 3   |
|             | ㉞ 電気、ガス、水道、電話、NHK                           | ● | ●       | 7   |
|             | ㉟ 土地・建物の所有者                                 |   | ●       | 7   |
|             | ㉟ 自動車、バイク等                                  | ● | ●       | 7   |
| 名<br>義      | ㉟ 預貯金口座                                     |   | ●       | 8   |
|             | ㉞ 市・県営住宅                                    | ● |         | 3   |
|             | ㉟ 市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税                 | ● |         | 3   |
|             | ㉟ 印鑑登録                                      | ● |         | 4   |
|             | ㉟ 緊急告知FMラジオ                                 | ● |         | 4   |
|             | ㉟ 農業経営主、農地に係る権利                             | ● |         | 4   |
|             | ㉟ 森林に係る所有権                                  | ● |         | 4   |
|             | ㉟ 新潟県交通災害共済                                 | ● |         | 4   |
|             | ㉟ 新潟県交通遺児基金                                 | ● |         | 5   |
|             | ㉟ 犬の飼い主                                     | ● |         | 5   |
| その<br>他     | ㉟ 市営墓地(区画墓地)                                | ● |         | 5   |
|             | ㉟ 生命保険、簡易保険                                 |   | ●       | 8   |
|             | ㉟ その他                                       |   | ●       | 8   |
|             | 亡くなった方に 18 歳以下の児童(※)がいる場合 (※)2 ページ参照        | ● |         | 2   |
|             | 個人番号通知カード、マイナンバーカード                         |   |         | 5   |
|             | 空き家を相続し所有する皆様へ                              |   |         | 5   |
|             | 大切な方を失ったあなたへ                                |   |         | 9   |

# 1 市役所(本庁・支所)での手続き

## ① 国民健康保険、後期高齢者医療制度

### ・ 葬祭費

喪主の方に5万円が支給されます。葬儀日の翌日から2年間で失効となりますので、ご注意ください。

**必要なもの**

#### 【国民健康保険の加入者】

国民健康保険資格確認書、マイナンバーカード等の本人確認書類(亡くなられた方のもの)

喪主の方の預金通帳、印鑑(自署の場合は不要)

※公金受取口座を登録している場合(予めマイナポータルから登録する必要があります)に限り、振込先を公金受取口座に指定することが可能(注意:市外に住民登録されている方は、口座照会完了までに数日を要するため、支給が遅れることがあります)です。その場合、通帳の代わりに喪主の方のマイナンバーがわかる書類(原本)、来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード等の原本)が必要です。

※喪主の続柄によっては葬儀を行った証明(会葬礼状や葬儀の領収書等)の提出が必要となる場合があります。

#### 【後期高齢者医療制度の加入者】

後期高齢者医療資格確認書、マイナンバーカード等の本人確認書類(亡くなられた方のもの)

喪主の方の預金通帳、印鑑(自署の場合は不要)

※後期高齢者医療制度では、制度上、公金受取口座を利用した受け取りはできません。

※喪主の続柄によっては葬儀を行った証明(会葬礼状や葬儀の領収書等)の提出が必要となる場合があります。

### ・ 後期高齢者医療制度の高額療養費と保険料の精算

亡くなられた方の医療費が高額になっていた場合、保険料に還付がある場合は相続人にお返しします。また、保険料に不足がある場合は相続人が納付義務を引き継ぎます。

**必要なもの**

相続人の預金通帳、印鑑(自署の場合は不要)

## ② 国民年金制度

障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金の受給権者が亡くなられた場合、生計を同じくしていた3親等内のご遺族(代表者)は未支給年金を請求できます。

このほか、新たに、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金を請求できる場合があります。

**必要なもの**

亡くなられた方の年金証書

請求者の預金通帳、戸籍全部事項証明書 等

### ③ 介護保険

#### ・ 介護保険料の精算(65歳以上の方)

亡くなられた方の保険料に還付がある場合は相続人にお返しします。また、保険料に不足がある場合、相続人が納付義務を引き継ぐことになりますので納付をお願いします。

#### ・ 高額介護サービス費

亡くなられた方に高額介護サービス費の支給がある場合は、相続人から申請をしていただく必要があります。

#### ・ 認定申請中の方は、「介護保険申請取下申出書」の提出が必要な場合があります。該当する方には、後日、介護保険課から申出書を送付します。

##### 必要なもの

介護保険証(亡くなられた方のもの)、相続人の預金通帳

### ④ 在宅介護者支援金(生前に要件に該当と判定された方)

亡くなれるまでの間に支給申請できる月(自宅で20日以上介護した月)がある方は、支給申請書の提出が必要です。

詳しくは、担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターにご確認ください。

問合せ先:長寿はづらつ課(TEL0258-39-2268)

### ⑤ 児童手当

未支払児童手当の請求と受給者の変更手続きがあります。

受給者が亡くなった日の翌日から15日以内に手続きしてください。

##### 必要なもの

児童の普通預金通帳(養育児童が2人以上の場合は一番年上の児童のもの)、

今後の養育者の本人確認書類、健康保険証、普通預金通帳

※今後の養育者が公務員の場合、受給者の変更手続きは職場で行ってください。

※今後の養育者が長岡市外在住の場合、受給者の変更手続きはお住まいの市区町村で行ってください。

#### 亡くなった方に18歳以下の児童(※)がいる場合(祖父母等に監護される場合も含む)

※18歳に達する日以後最初の3/31まで、又は20歳未満で法令で定める程度の障害のある児童

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の対象となる場合があります。詳しくは、手続き窓口でご確認ください。

### ⑥ 医療費助成

受給者が亡くなられた場合、資格喪失手続が必要です。

老人医療費(県老)、重度障害者医療費(県障)、ひとり親家庭等医療費(県親)

保護者もしくは申請者が亡くなられた場合、資格内容等変更手続が必要です。

子どもの医療費、精神障害者医療費

##### 必要なもの 受給者証

## ⑦ 身体障害者手帳、療育手帳

手帳所持者が亡くなられた場合は、返納(喪失)手続きが必要です。

療育手帳所持者の保護者が亡くなられた場合は、保護者の変更届出が必要です。

NHK受信料の減免を受けていた方は、喪失(変更)の手続きが必要です。

### 必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳、印鑑

## ⑧ 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業給付費支給対象者登録証の返納

### 必要なもの

障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業給付費支給対象者登録証

## ⑨ 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当

各手当の死亡届等の提出が必要です。

### 必要なもの

申請者の預金通帳、証書(児童扶養手当)等

※手続きの内容によって住民票等が必要な場合があります。詳しくは、手続き窓口でご確認ください。

## ⑩ 戦傷病者手帳

手帳の返還・異動等届の提出が必要です。

戦傷病者手帳を亡失されている場合でも、届出書を提出してください。

手続き場所:アオーレ長岡東棟1階(福祉窓口)、各支所地域振興・市民生活課、

新潟県福祉保健部福祉保健総務課援護恩給室

### 必要なもの

戦傷病者手帳、届出入の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

## ⑪ 市・県営住宅

亡くなられた方が入居名義人の場合は、入居承継手続きが必要です。

また、亡くなられた方が単身入居の場合は、住宅返還手続きが必要です。

家賃を亡くなられた方の口座から振替でお支払いの場合は、納付書払いに変更します。

### 必要なもの

亡くなられた方の住民票除票(単身入居の場合は不要)

## ⑫ 市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

亡くなられた方の市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について未納がある場合、相続人が納税義務を引き継ぐことになりますので納付をお願いします。

亡くなられた方名義の口座から引き落としされていた市税は、納付書払いに変更されます。

口座振替を希望される場合は、各金融機関でお手続きください。

### 【固定資産税】

相続人の中から代表となられる方をご相談のうえ、「現所有者(相続人代表者)申告書」を提出してください。申告書は死亡届出日の翌月末に資産税課から送付します。

## ⑬ 印鑑登録

死亡届が出た時点で廃止となります。

特別な手続きは必要ありませんが、印鑑登録証の返納をお願いします。

返納場所：アオーレ長岡東棟1階（住所変更・戸籍届出窓口）、西サービスセンター、各支所地域振興・市民生活課

**必要なもの** 印鑑登録証

## ⑭ 緊急告知FMラジオ

避難行動要支援者向けに貸与したものは、返却をお願いします。

返却場所：アオーレ長岡東棟1階（市役所総合窓口）、各支所地域振興・市民生活課、お近くのコミュニティセンター

## ⑮ 農業経営主変更届

手続き場所：市民センター5階（農業委員会事務局 TEL0258-39-2243）※下の地図参照

※各地域の支所地域振興・市民生活課では、書類受付のみの対応となります。

なお、越路・和島・柄尾地域では、地域事務所での書類受付のみの対応となります。

**必要なもの**

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

## ⑯ 農地に係る権利（所有権・地上権・永小作権・使用貸借権・賃借権等）

相続等により農地に係る権利を取得した人は、農業委員会に届出が必要です。

手続き場所：市民センター5階（農業委員会事務局 TEL0258-39-2243）

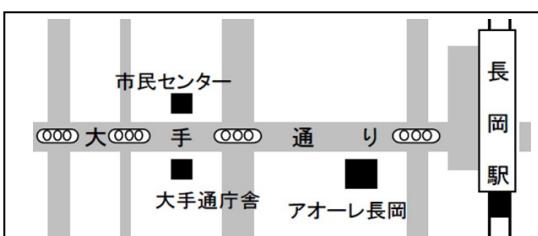
※各地域の支所地域振興・市民生活課では、書類受付のみの対応となります。

なお、越路・和島・柄尾地域では、地域事務所での書類受付のみの対応となります。

**必要なもの**

相続した農地の情報が分かるもの

（登記完了証でも可）



## ⑰ 森林に係る所有権

相続等により森林に係る所有権を取得した人は、農林整備課に届出が必要です。

手続き場所：市民センター5階（農林整備課 TEL0258-39-2224）※上の地図参照

※各地域の支所地域振興・市民生活課では、書類受付のみの対応となります。

なお、越路・和島・柄尾地域では、地域事務所での書類受付のみの対応となります。

**必要なもの**

登記完了証の写し、地図 等 ※詳細は上記担当にお問合せください。

## ⑱ 新潟県交通災害共済

加入者が交通事故が原因で亡くなられた場合、死亡見舞金の請求ができます。

詳しくは、市民課（TEL0258-39-2206）または各支所地域振興・市民生活課にご連絡ください。

## ⑯ 新潟県交通遺児基金

交通事故が原因で亡くなられた方に 18 歳以下の子がいる場合、見舞一時金の請求ができます。

詳しくは、市民課(TEL0258-39-2206)または各支所地域振興・市民生活課にご連絡ください。

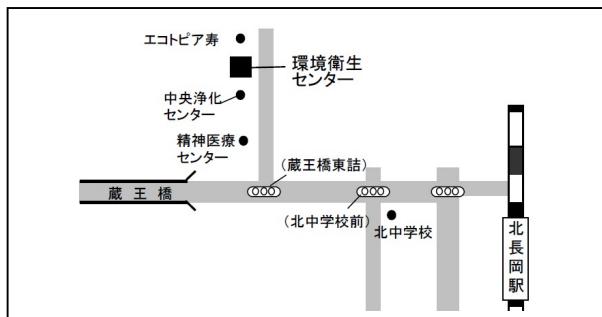
## ⑰ 大の飼い主

電話のほか、市ホームページの電子申請サービスからも登録変更の手続きができます。

電子申請サービスへは、下のQRコードを携帯電話等で読み取るとアクセスできます。

手続き場所：環境衛生センター2階(寿3-6-1)環境政策課 TEL0258-24-0528

各支所地域振興・市民生活課



## ㉑ 市営墓地(区画墓地)

### 埋葬届、墓地承継申請、墓地返還届(墓地が不用になった場合)

手続き場所：アオーレ長岡東棟 1 階(住所変更・戸籍届出窓口)

越路支所、三島支所、和島支所(地域振興・市民生活課)

#### 必要なもの

区画墓地使用許可証、本人確認書類(運転免許証等)、火葬許可証 等

※手続きの内容によって必要なものが異なります。詳しくは、手続き窓口でご確認ください。

#### ※長岡市の市営墓地

長岡市墓園(鉢伏町 1409 番地)

長岡市越路墓園(来迎寺甲 896 番地 1)

長岡市仏の入墓園(蓮花寺 285 番地 10)

長岡市小島谷墓園(小島谷 2384 番地 3)

## ◎個人番号通知カード、マイナンバーカード

市役所にご返却いただく必要はありません。

市役所以外での手続きに必要となる場合がありますので、しばらくは大切に保管してください。

故人に関する手続きが全て終了し、ご不要になった場合は、破棄していただいて構いません。

空き家を相続し所有する皆様へ



【空き家の適切な管理をお願いします】

空き家の維持管理、処分、活用等でわからないことや  
不安なことがある場合はご相談ください。

長岡市大手通2丁目6番地 大手通庁舎8階

都市政策課 (平日8:30~17:15)

電話:0258-39-2265

## 2 市役所以外での手続き

主な手続きを記述しました。

手続きに戸籍証明書等が必要となる場合があります。事前に手続き先へご確認ください。

亡くなられた方の戸籍証明書等については、処理の関係上、交付できるようになるまで日数がかかる場合があります。戸籍証明書等の請求については、本籍地にお問い合わせください。

### ② 加入していた健康保険等(国民健康保険および後期高齢者医療制度を除く)の埋葬料の受給手続 (ただし、病気等業務外で亡くなられた場合)

2年間で失効となりますので、ご注意ください。

手続き場所:勤務していた会社、もしくは加入していた健康保険

### ③ 国民年金(老齢基礎年金)を受給していた人、厚生年金・共済年金を受給(加入)していた人

亡くなられた方や請求者の方の状況により、必要な手続きや必要なものが異なります。

詳細については、各手続き場所にご確認ください。

1ページの②に該当する方は市役所で手続きできます。

手続き場所:長岡年金事務所(長岡市台町2-9-17 TEL0258-88-0006)

各共済組合等

※亡くなられた方の基礎年金番号のわかるもの(年金証書や年金振込通知書など)をご用意のうえお問い合わせください。

### ④ 農業者年金受給権者死亡届・未支給請求書の提出

手続き場所:JAの各支店

**必要なもの** 受給権者の亡くなられた日がわかる戸籍・住民票等

亡くなられた方と申請者の続柄がわかる戸籍・住民票等

申請者の預金通帳、印鑑、農業者年金証書

### ⑤ 恩給

未支給金の請求手続き等が生じることがありますので、恩給証書をご用意のうえお問い合わせください。

問合せ先:総務省恩給相談室(TEL03-5273-1400)

### ⑥ 特別弔慰金、特別給付金の国債の記名変更

未償還の国債がある場合には、相続人に記名を変更することで償還を受けることができます。

手続き場所:償還金支払場所(郵便局等)

**必要なもの** 国債、記名者が亡くなられたことが確認できる戸籍、

相続人であることが証明できる戸籍(原則、記名者と同籍のもの)、印鑑、

相続人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

## ⑦ 公共料金等の名義変更

| 区分           | 旧市町村                                    | 連絡先   | TEL          |
|--------------|---|---|--------------|
| 電気           | すべての地域                                  | 契約している電力会社にお問い合わせください。<br>参考:東北電力(株) 0120-066-774 |              |
| 都市ガス         | 長岡地域・中之島地域・越路地域・三島地域・<br>栃尾地域・与板地域・川口地域 | 北陸ガス(株)   | 0570-025-880 |
| 水道           | 長岡地域・山古志地域・川口地域<br>越路地域(岩塚地区・塚山地区を除く)   | 長岡市水道局業務課   | 0258-35-1618 |
|              | 小国地域・越路地域(岩塚地区・塚山地区)                    | 小国営業所(支所内)  | 0258-95-2440 |
|              | 与板地域・三島地域・和島地域・寺泊地域                     | 与板営業所   | 0258-72-2259 |
|              | 栃尾地域                                    | 栃尾営業所(支所内)  | 0258-52-5826 |
|              | 中之島地域                                   | 見附市上下水道局  | 0258-62-1700 |
| 固定電話<br>携帯電話 | すべての地域                                  | 各契約会社にお問い合わせください。<br>参考:NTT(東日本地域)0120-116-000    |              |
| NHK          | すべての地域                                  |   | 0120-151515  |

## ⑧ 土地・建物の相続による所有権移転

### ・登記のある土地・建物

手続き場所:新潟地方法務局長岡支局【長岡市千歳1丁目3番91号(TEL0258-33-5511)】

※手続きについては、法務局、司法書士等にご相談ください。

～令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました～

相続によって不動産を取得した相続人は、その不動産の取得を知った日から3年以内に  
相続登記の申請をしなければならないこととされました。

### ・登記のない建物

手続き場所:アオーレ長岡東棟1階(税金窓口)、各支所地域振興・市民生活課

## ⑨ 自動車・バイク等の名義変更

手続き場所:

### ・50cc～125ccまでの原動機付自転車と小型特殊自動車

…アオーレ長岡東棟1階(税金窓口)、各支所地域振興・市民生活課

### 必要なもの

①廃車する場合 ナンバープレート、標識交付証

②譲渡する場合 標識交付証

### ・普通車、125cc超の二輪車…北陸信越運輸局(TEL050-5540-2041)※

・軽自動車(三輪、四輪)…軽自動車検査協会(TEL050-3816-1851)※

※手続きに市役所で発行する書類が必要な場合があります。あらかじめ各手続き場所にご確認ください。

### ⑩ 預貯金口座

手続き場所:各金融機関

### ⑪ 生命保険金、簡易保険金

手続き場所:加入されていた生命保険会社、郵便局

### ⑫ その他（例）

| 手続きの種類             | 主な手続き                 | 問い合わせ先など   |
|--------------------|-----------------------|--|
| 税務申告               | 相続税の手続き<br>故人の所得税等の申告 | 税務署、税理士等にご相談ください。<br>【国税相談専用ダイヤル】<br>電話 0570-00-5901(自動音声案内) |
| 遺言書                | 遺言書の検認・開封<br>相続放棄 等   | 家庭裁判所、弁護士、司法書士等にご相談ください。                                     |
| インターネット<br>ケーブルテレビ | 名義変更・解約               | 各契約会社  |
| 株式 等               | 名義変更                  | 各証券会社 等  |
| 自動車保険              | 名義変更                  | 損害保険会社   |
| クレジットカード           | 解約                    | カード会社(カード裏面に記載)  |

◎葬儀後の手続きは、各種お使いの制度に応じて各人違いがありますので、この冊子に掲載しているものがすべてというわけではないことをご了承願います。

要予約

～大切な方を失ったあなたへ～

死別の悲しみケア

# こころのとまり木相談会

病気、事故、自死などでおおむね1年以内に大切な方を亡された方の相談会です。

大切な方を失った悲しみは、残された方のからだやこころに色々な変化をもたらすことがあります。話することで、悲しみが和らぐこともあります。

不安や悩みはひとりで抱え込まずにご相談ください。

## 日程・時間

|           |                |                 |                |
|-----------|----------------|-----------------|----------------|
| 4月 25日(金) | 午後6時～8時        | 10月 24日(金)      | 午後2時30分～4時30分  |
| 5月 10日(土) | 午前9時30分～11時30分 | 11月 29日(土)      | 午前9時30分～11時30分 |
| 6月 27日(金) | 午後6時～8時        | 12月 19日(金)      | 午後6時～8時        |
| 7月 26日(土) | 午前9時30分～11時30分 | R8年<br>1月 9日(金) | 午後6時～8時        |
| 8月 8日(金)  | 午後2時30分～4時30分  | 1月 24日(土)       | 午前9時30分～11時30分 |
| 8月 29日(金) | 午後6時～8時        | 2月 21日(土)       | 午前9時30分～11時30分 |
| 9月 19日(金) | 午後2時30分～4時30分  | 3月 13日(金)       | 午後2時30分～4時30分  |
| 9月 26日(金) | 午後6時～8時        |                 |                |

会場 さいわいプラザ2階 健康増進課

(住所: 幸町2-1-1)

長岡市ホームページ



こちらからも  
他相談会や相談窓口をご  
確認いただけます

人数 各2人(先着)

相談対応者 公認心理士

費用 無料

申込み 10日前までに

下記連絡先へ

長岡市 健康増進課 0258-39-7508

受付時間: 平日 午前8時30分から午後5時15分(年末年始を除く)

**【総合窓口(アオーレ長岡東棟1階)の開設時間】**

**平 日…午前8時30分～午後5時15分**

**土・祝…午前9時～午後5時**

**休業日…日曜日・年末年始**

※日曜と祝日が重なる場合は、お休みとなります。

※土・祝は一部お取り扱いできない業務があります。

※総合窓口以外の各課業務は平日のみとなります。

**【総合窓口(アオーレ長岡1階)の構成窓口】**

- 市役所総合ガイド
- 市役所総合窓口
- 証明書発行窓口(土・祝の税関係証明は、所得・課税証明書の発行のみ取り扱います。)
- 住所変更・戸籍届出窓口
- マイナンバーカード窓口  
(平日午後4時45分以降と土・祝午後4時以降は取り扱いません。)
- パスポート窓口(平日午後4時45分以降と土・祝午後4時30分以降は取り扱いません。)
- 健康保険・年金窓口
- 福祉窓口
- 市営住宅窓口
- 税金窓口(土・祝は、納期限前の税金の受領のみ取り扱います。)
- 会計課窓口(土・祝は取り扱いません。)